

第47回 規制改革会議 議事録

1. 日時：平成27年6月16日（火）16:43～17:32

2. 場所：総理大臣官邸4階大会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、
大崎貞和、翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、
滝久雄、鶴光太郎、林いつみ、松村敏弘、森下竜一

（政府）安倍内閣総理大臣、
菅内閣官房長官、
有村内閣府特命担当大臣（規制改革）、
甘利経済再生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、
石破地方創生担当大臣兼内閣府特命担当大臣（国家戦略特別区域）、
加藤内閣官房副長官、世耕内閣官房副長官、
赤澤内閣府副大臣、西村内閣府副大臣、
越智内閣府大臣政務官、伊藤内閣府大臣補佐官、
松山内閣府事務次官、井上内閣府審議官
（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、
市川規制改革推進室次長、柿原参事官

4. 議題：

（開会）

答申取りまとめ

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 それでは、第47回規制改革会議を開会いたします。

本日は、長谷川委員が御欠席で、大崎委員が17時ごろから出席されます。

安倍総理は17時10分ごろ、甘利大臣と石破大臣は17時5分ごろ到着の見込みでございます。

これより議事に入ります。

本日は答申の取りまとめに向けた審議を行います。前回からの修正点を中心に事務局から説明をお願いいたします。

○柿原参事官 それでは、事務局より御説明いたします。お手元の資料「規制改革に関する第3次答申」に沿って御説明します。

規制改革会議は、平成25年1月に設置されまして、25年6月に1回目の答申を、26年6

月に第2次答申をいただいております。本日は、それに続く第3次答申です。

表題の下に「～多様で活力ある日本へ～」という副題を記載させていただいております。副題につきましては、各委員の御意見を踏まえ、議長、議長代理と御相談の上、このような記載といたしております。

1枚おめくりいただきまして、目次でございます。全体の構成を簡単に御紹介します。

「I 総論」でございます。総論の中では1～4ということで、1で規制改革の目的。それぞれ改革の必要性、現下の改革の意義、規制改革会議における検討を記載させていただいております。

2で今期の審議、今期は、昨年7月からこの6月までですが、重点項目ということで3点ほど。

1つ目が、内閣の重要施策の実現の阻害要因となっている規制の改革。

2つ目が、これまでに取り組んだ改革の総仕上げ（重点的フォローアップ）でございます。

3つ目が、各府省における規制レビューの着実な推進です。

3が、本答申の実現に向けて。

4が、次のステップへという構成となっております。

以上が「I 総論」であります。

「II 各分野における規制改革」ということで、5つの分野に分けまして、具体的な規制改革について記載させていただいております。

個別につきましては、この後御説明しますが、1つ目の分野が「健康・医療分野」。それぞれ「(1) 規制改革の目的と検討の視点」ということで、健康・医療であれば6点ありますけれども、そういった各分野の総論的な事項を記載させていただいております。

「(2) 重点フォローアップ」ということで、健康・医療分野の重点的フォローアップについての記載がございます。

「(3) 具体的な規制改革項目」ということで、健康・医療であれば、①～⑥についてそれぞれ個別の項目です。詳細については、後ほど御説明します。

目次の次のページに移りまして「2. 雇用分野」ということで(1)(2)というところでございます。

「3. 農業分野」ということで(1)～(3)。

1枚おめくりいただきまして「4. 投資促進等分野」ということで、同じく(1)～(3)。

こちらは、かなり多数に分かれております。目次もかなりのボリュームになっております。

1枚おめくりいただきまして「5. 地域活性化分野」ということで、同様に(1)～(3)ということになっております。

以上が、大きなローマ数字IIの各論でございます。

次に「III 規制所管府省の主体的な規制改革への取組」ということで、規制レビューと

いう取組を昨年6月の閣議決定で進めていただきまして、その後の取組ということでございます。

「IV 今期規制改革会議の審議経過」ということで、1～6まで「審議体制」「機動的な意見の表明」「公開ディスカッションの開催」「規制改革ホットライン」「他の会議との連携」「国際先端テストの実施」ということで、これまでの会議の取組を簡単に記載しております。

なお、参考資料1として、委員及び専門委員の名簿と、参考資料2として、規制改革会議、各ワーキング・グループの審議経過をつけさせていただいております。

それでは、1ページ目以降ですけれども、こちらにつきましては、前回の会議で御意見をいただいておりますので、この場では、主な変更点について御説明いたします。

1ページ目から総論がございますが、軽微な修正はございますけれども、大枠において前回御説明したものと同様の内容となっております。

次に、本文では7ページ目以降が、先ほど目次で御紹介いたしました「II 各分野における規制改革」です。

「1. 健康・医療分野」につきましては、2か所大きく記載が追加になっておりますので、その点について具体的に御説明します。

前回の会議の時点では、まだ、内容についてペンディングの状態になっていたものでございます。

具体的な1か所目につきましては、10ページ目の一番下の方になります。健康・医療分野の項目で「①医薬分業推進の下での規制の見直し」です。

最初のアの項目で、薬局における診療報酬とサービスの在り方の見直しですが、ポイントとしては、10ページ目の下から4行目の「したがって」になります。「地域包括ケアの推進において、薬局及び薬剤師が薬学的管理・指導を適切に実施する環境を整える観点から、かかりつけ薬局の要件を具体的に明確化するなど、薬局全体の改革の方向性について検討する」という記載を追加させていただいております。

引き続きまして、そのページの一番下、調剤報酬の在り方、11ページ目に移りまして、在り方について、抜本的な見直しを行い、サービスの質向上と保険財政の健全化に資する仕組みに改めるということ。

門前薬局の評価の見直しで、4行後ですけれども、努力した薬局・薬剤師が評価されるようにするといった事項を盛り込んでいただいております。

「また」以下につきましては、2行ほど下ですけれども、選択できるよう、提供されたサービスを利用者が確認することを含めてサービスの提供の在り方も検討ということです。

「さらに」で、リフィル処方箋と、このような専門用語につきましては、※印をつけさせていただいて、用語の解説を入れております。

このリフィル処方箋といいますのは、一定期間内に繰り返し利用できる処方箋のことを指しますが、その導入や分割調剤の見直しに関する検討を加速ということです。

次に、同じく医薬分業推進の関係の項目の2つ目がイです。11ページの中ほどです。

政策効果の検証を踏まえたPDCAサイクルの実施と、それに基づく制度の見直しということです。こちらの内容につきましては、中ほどから「したがって」とございますけれども、医薬分業の政策効果について、治療の安全性向上と保険財政の効率化の観点、定性・定量両面での検証を行い、検証結果等を踏まえて、今後の医薬分業推進における政策目標や評価指標を明確化ということです。

「また」以下もありまして、2行目以降ですが、PDCAサイクルでの政策評価を実施し、診療報酬改定等の際に政策評価結果を活用し、制度の見直しに反映させるという点を追加させていただいております。

医薬分業の関係の3点目のウですが、保険薬局の独立性と患者の利便性向上の両立です。

こちらにつきましては、11ページの一番下の「したがって」のところですが、医薬分業の本旨を推進する措置を講じる中で、患者の薬局選択の自由を確保しつつ、患者の利便性に配慮する観点から、保険薬局と保険医療機関の間で、患者が公道を介して行き来することを求め、また、その結果フェンスが設置されるような現行の構造上の規制を改めるとということです。

その下、経営につきましても、経営上の独立性を確保するための実効ある方策を講じるということです。

医薬分業の関係では、4点目にエということで、ICT技術を活用した服薬情報の一元化という項目も盛り込んでおります。

ここまでが、健康・医療分野の大きく追加された1か所目の話でございます。

健康・医療分野は、もう一か所大きく追加した点がございまして、それが、12ページの「②医薬品に関する規制の見直し」の下の方のイです。市販品と類似した医療用医薬品（市販品類似薬）の保険給付の在り方等の見直しでございます。

こちらにつきましては、13ページの一番上から2行目「したがって」ということで、市販品類似薬を含めた医療用医薬品の給付及び使用ということですが、残薬削減等による保険給付の適正化の観点から次期診療報酬改定に向けて方策を検討し、結論を得ること。

「その際、特に」ということで、市販品類似薬については負担の不公平等が生じやすいとの指摘を踏まえ、実効性ある適正給付の在り方を検討と。

「また」以下では、これまでの診療報酬改定で対応したビタミン剤とうがい薬の医療費適正化の検証として、例えば医療機関別、地域別等の観点から給付額の増減について調整を行い、結果を公表するという記載を追加させていただいております。

以上が健康・医療分野の前回から追加された主な項目でございます。

次は、少しページが飛びますが、27ページです。

「2. 雇用分野」の記載でございます。27ページの一番上に「イ 労使双方が納得する雇用終了の在り方」についての記載がありますが、これにつきましては、a、bと、これ

は前回の会議でも記載がありましたけれども、27ページの下から2行目、cという記載が追加になっております。

具体的には、労働紛争解決システムの在り方について、紛争解決の早期化と選択肢の多様化等の観点に立って、労使の代表者や法曹関係者、学識経験者等を幅広く参集した議論の場を速やかに立ち上げ、「労使双方が納得する雇用終了の在り方に関する意見」、こちらは平成27年3月25日のこの会議の意見でございますが、それに掲げられた課題等について論点を整理した上で検討を進めるという記載を追加させていただいております。

最後に大きく追加された項目は「3. 農業分野」でございます。

具体的には30ページから31ページにかけてですけれども、30ページの一番下の項目エです。下から5行目ぐらいですが、遊休農地等に係る課税の強化・軽減等及び転用利益の地域の農業への還元ということです。

これにつきましては、31ページの上から6行目に「したがって」というのがあります。aの記載が追加になっております。5行ぐらいありますが、結論部分を言いますと、下から2行目「農地の保有にかかる課税の強化・軽減等によるインセンティブ・ディスインセンティブの仕組みについて、政府全体で検討する」という記載を追加させていただいております。

以上、残りの「4. 投資促進等分野」あるいは「5. 地域活性化分野」については、細かい修正はございますけれども、内容的なものの大きな異同はございません。規制レビューその他についても、細かい修正は加えておりますけれども、内容的な異同はございません。

事務局からの説明は、以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、今期のこれまでの審議を振り返りつつ、全体の総括や次期の取組への抱負も含めまして、皆様からの御意見をいただければと思います。いかがでございましょうか。どなたでも結構でございます。自由に御発言いただければと思います。

総理が来られてから御発言を希望されている方がおられますが、そこで御発言されない方、今、何か御自由にお話をしていただければと思いますが、いかがですか。

松村さん、よろしいですか。

林さん、今回は御遠慮されたと先ほどおっしゃっていましたが、何か今ございませんか。

○林委員 ありがとうございます。

今回の答申の総論の、1. の(1)では「なぜ規制改革が必要か」を書いております。特に、規制の創設当時においては、一定の合理性を有していたものでも、時代の変化に合わせて、見直しが常に必要だという点は、非常に重要であると思っております。

そして、規制改革への国民の期待に応じて改革を実行し、変化を実感していただくことで、国民が私的利益だけでなく、共通利益をきちんと考える態度をつくり出すことができるのではないか、それによって国民と一緒に、成長に向けての規制改革ができるの

ではないかと思っております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。滝さんも何かございませんか。よろしいですか。

○滝委員 総理がいらっしゃらないと、何を話してもいいですか。

○岡議長 いや、総理がおられてもしゃべっていただいてよろしいと思いますけれども、どうぞ。

○滝委員 私は、マイナンバーを着実に推進して、ぜひ数年の間に、世界一のインフラを生かして、IoTを含めて、また世界一に躍り出たいと、今、利活用が非常に後れている、非常に残念だと思っている1人でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

ICTの利活用を進める上で、むしろ阻害要因となっている規制があれば積極的に取り組むというようなこと、今の滝委員のお話は、来期への抱負という形で受けとめさせていただきました。ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

浦野さん、何かございましたら、お願いいたします。

○浦野委員 今回の規制改革、改革する立場でも、こちらを立てれば、あちらが立たずというトレードオフの形が結構あったと思うのですが、これからは、やはりアンドでしようかね。規制も、改革もトレードオフだからと諦めずやはりアンドの精神で二兎も三兎も追うというようなことが大切かなと、今回、特に感じました。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、総理が来られてから御発言の予定がない、もうお一人の大田議長代理から何かありましたらお願いします。

○大田議長代理 ありがとうございます。

今回は、地味なテーマも多かったのですが、非常に重要な規制改革が進んだと思います。

具体的な規制改革事項に至らなかったけれども、大変大切なことを1つ申し上げますと、働き方改革というのが、ずっと去年もおとしも重要なテーマで、今回、私どもは制度・規制の方から入るのではなくて、実際に働いておられる方の声をとにかく聞こうと、どういう多様性が出てきているのかを聞こうということで、いろんなヒアリングをしました。実際に働き方に多様なニーズがあるというのを実際の声で伺うことができたのは、非常に貴重だったと思います。

労働市場の問題というのは、労使の問題ではなくて、むしろそれ以上に、それを超えた国民全体の問題であるということが実感として受けとめることができましたので、この多様な声を、制度、政策にどう生かしていくのかというのを、これから考えて次の答申に何らかの形で結実できればいいなと思っております。

以上です。

○岡議長　ありがとうございました。

今期の大きなテーマの1つとして、多様な働き方というのを掲げて審議を深めてきたわけですが、今、大田議長代理からの御意見にありましたように、このテーマは引き続き来期もやっていくことになるのだらうと思います。これまでの大きな環境変化の中で、今日的には、数十年前の労と使の関係と明らかに変わり、働き手の多様な働き方を認めていかなければ、働き手も幸せになれないだけでなく、企業側も成長できないというような、そういう変化が起きつつあるのかなという思いもいたします。是非、このテーマについては、来期も議論を深めていきたいと思います。ありがとうございました。

ほかの委員の皆さん、よろしゅうございますか。

それでは、総理が来られるまでの間に、閣僚の皆さんから何かコメントをいただければと思います。官房長官、いかがでしょうか。

○菅官房長官　皆さんから、今回、答申をいただいたというのは、極めて重要なものばかりですね。これは、具体的にどういう形で、いつまでにやるかということ、私たちが一番やらなければならないわけですがけれども、例えば、この政権になってから成功したというのか、それは、ビザ緩和とか、これによって、てきめんだったのです。これは、治安当局は今まで絶対にだめだったのです。今回、関係閣僚で、これをやるという方針を決めて実行に移したら、翌月から8割とか6割伸び始めたのです。

それで、当然、外国人観光客がふえれば、犯罪もふえる可能性がありますね。それは治安当局を呼んで、そこはしっかり対応するようにと、当然準備をして進めたのですけれども、そうしたら、この2年間で830万から、最初の年が1,000万を超えて200万ふえて、翌年が1,030万から1,300万、2年間で500万人ふえて犯罪は減っているのです。ですから、そういう意味で、皆さんから頂戴した規制を緩和するという、規制改革によって、これだけ一挙にふえるわけですね。今年は、多分1,300万から1,800万から1,900万ぐらい来そうなのです。

それと、免税品も思い切って緩和したのです。今までは電気製品とか、そういうものでしたけれども、消費するもの、薬とか化粧品だとか、いろんなことを、これでも1兆円ぐらいふえますから、そういう意味で、皆さんから頂戴した中に、そうした成長につながるというのは物すごくあると思いますね。

それで、すごく感じたのは、民間の人というのは、競争する環境さえつくればやってくれるということですね。免税店というのは4,500件だったのですけれども、今、2万件近くあるのです。一挙に1年ちょっとで、そのぐらいふえるのですから、いかに規制改革というのが大事かということでもありますので、ここは、皆さんから頂戴したものについては、私たちはしっかり実現できるようにしていきたいと思います。

○岡議長　ありがとうございました。

今、事務方から、総理の到着が少し遅れるということでございますので、総理が来られ

てからと予定していた議事を進めたいと思います。

それでは、委員からの発言ということで、各ワーキング・グループ、規制改革ホットラインの座長、それから、希望された委員の方ということで、私の方から御指名しますので、よろしくお願いします。

最初に健康・医療ワーキング・グループの座長の翁さん、お願いいたします。

○翁委員 委員、専門委員、事務局の方の御尽力のおかげで、健康・医療分野についても様々な規制改革について合意をすることができました。

今回、公開ディスカッションなどを通じて、一般の方の、例えば、医薬分業などについては多様な声を伺って、それを反映するというような取組をいたしましたので、国民の方にも規制改革が身近なものとして受けとめられて、かつ、それを推進することによって、そのメリットを実感していただけるようにしたいというように思っております。

そのほかにも、遠隔診療の推進や、特保の審査手続の見直しや、医薬品の規制の見直しなど、幅広く、様々な方の声を受けとめて進めてこられたと思いますが、しっかりこのフォローアップをしてまいりたいと思っております。

それで、健康・医療分野は、まだ様々な課題が山積しておりますので、また、フォローアップと同時に新しい分野についてもチャレンジしていきたいと思っておりますので、引き続き御支援をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございます。

続きまして、雇用ワーキング・グループの座長の鶴委員、お願いします。

○鶴委員 雇用ワーキングの座長を務めさせていただいております、鶴でございます。私の方から2点、お話しさせていただきたいと思います。

雇用分野は、非常に難しい分野がございます。その中で、非常に関係者の皆様、事務局の皆様、大変な御尽力をいただきまして、今回も答申という形でまとめさせていただきました。まずは、お礼を申し上げたいと思います。

まず、1点目、この1年、特に円滑な労働移動を支えるシステム整備ということでございまして、雇用仲介事業の規制の再構築、それから、労使双方が納得する雇用終了の在り方について、議論、検討を重ねてまいりました。節目で意見も公表させていただきました。

特に、雇用終了の問題につきましては、皆様御承知のように、非常にセンシティブなテーマでございます。ただ、雇用ワーキングにおいては、関係者の方々の御理解もいただきながら、政府部内では唯一と言っていいと思うのですけれども、逃げず、ひるまず、オープンに議論を重ねてまいりました。

労使双方が、このテーマについて、今後、やはり同じ土俵に立って、生産的かつ納得できる議論ができるよう、さらなる、我々は意見の公表なども含めて、引き続き努めてまいりたいと思っております。

2つ目は、先ほど、大田議長代理、それから、岡議長からもありました、働き方改革でございます。

昨今、働き方改革というのは、かなり国民的な関心を呼んで、私は、大きなキーワードになってきていると思っております。ただ、真の働き方改革を実現させるためには、私は、非常に重要なのは、この答申の中にもございますけれども、多様な働き手の方々の雇用を吸収し、そのニーズを政策に的確に反映させていくための仕組みを、ぜひとも考え、強化していく、これがぜひとも必要だと思っています。

今後とも、閣僚の皆様、総理も含めまして、皆様方の政治的なリーダーシップ、お力添えをいただければと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○岡議長　ありがとうございました。

続きまして、農業ワーキング・グループの座長の金丸委員、お願いいたします。

○金丸委員　ありがとうございます。

昨年の答申から1年しかまだたっていないのだと思うぐらい、様々なシーンがございました。その間、政府全体となってフォローしていただきまして、ようやく現在、国会の法案が提出されて、最終章に入っている段階でございます。

この1年は、主要3法案のフォローアップに注力をした1年でございます。本当に早く法案が可決してほしいという思いでいっぱいでございます。

加えて、農地中間管理機構という法案がすごく重要な法案で、しかも、これは実行が先行しているわけですが、この進捗の成果を見つつ、産業競争力会議の協力も得て、規制改革会議と合同で会議を推進することができました。

それで、農地が、本来ならもっと出てくるはずという予測が、今のところ進捗が遅うございますので、そういう中で、環境整備の一環として、今回の答申の中には、30ページのエの中に書かせていただきましたけれども、遊休農地等に係る課税の強化あるいは軽減等及び転用利益の地域の農業への還元について検討を開始していただくということにもなりました。

こちらの方も今後、いろんな議論があろうかと思いますが、私どもも魅力ある農業あるいは若い人たちが引き続き参画しやすい環境づくりについて注力したいと思っております。

あわせて、農地中間管理機構を支えるはずの農地情報のシステムがございしますが、今、クラウド型で、第一次のリリースが始まったばかりでございます。こちらの方も利用者の視点で、私も自分で操作をしてみて、改善項目を列挙いたしまして、農水省を通じて、農業会議所と連携をとって、できる限り使いやすいシステムにして、農地の流動化あるいは農地を貸し出ししていただける環境をさらに進化させるべく注力をしてまいりました。

今後につきましても、今、申し上げたようなテーマを、またフォローアップさせていただきますとともに、また、新しいテーマにつきましても、農業者の現場の方々の声を聞かせていただきながら、また、新たなテーマに挑戦をしていきたいと思っております。

1年間、本当にありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございます。

引き続きまして、投資促進等のワーキング・グループの座長の大崎委員、お願いいたします。

○大崎委員 まず、遅れて来ましたことを、お詫びいたします。大学の講義をやっておりました関係で、若干遅れてしまいました。大変失礼いたしました。

投資促進等ワーキング・グループをやらせていただきまして、私が担当しました、このワーキング・グループは、種種雑多と言うと、ちょっと言葉はよくないですが、非常に幅広い、様々な分野の問題を取り上げまして、外国の企業さんを含む、いろんな事業者の方から現場で直面しておられる規制に対する不満、悩み、そういったものを受けとめて改革を進めるということをやってまいりました。

具体的な内容は、答申に記載してあるとおりでございますが、例えば、理美容の規制のように、時代の変化にもかかわらず、何十年もなかなか見直しの機会がなかったものでありますとか、あるいは、地熱発電の問題のように、現在のエネルギーの問題に直結する重要な課題、あるいは次世代自動車ですとか、ロボットのように、国家戦略的に大変意義のあるような分野に関する規制の改革などに取り組んだところでございます。

もう一つは、私どもフォローアップに大変力を入れまして、去年までも、いろいろな検討をして、閣議決定もいただいておりますが、中には、当初の予定どおりに進んでいないというようなものもありまして、これについて、何とか進めるように、様々な働きかけや議論を改めて行うということにも注力をいたしました。

また、私、1つ感想として申し上げたいのは、何しろ投資促進等分野というのは非常に広いものですから、専門委員の先生方にも何人も入っていただいたのはありますが、全てについて精通している人というのは誰もいない状態で議論をいたしました。

その意味では、ある意味、私はいいい意味でと申し上げたいのですが、素人の集団で取り組みまして、どうしても非常に技術的な問題が多うございますので、担当の専門の方から、それはできないというお答えも多々いただいたのですが、それに対して、常識に立って疑問をぶつけていくということで、何とか安全・安心あるいは環境の保護というような大目的は確保しつつ、どこまでだったら譲れるのかというのをぜひ教えていただきたいというふうにやっていくことで、少しでも具体的な成果を上げることができたのではないかと考えております。今後も、そういった姿勢で取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、地域活性化ワーキング・グループの座長の安念委員、お願いいたします。

○安念委員 私どものワーキング・グループで取り組んだことの柱の1つは、空きキャパシティの利活用ということでございました。これは、どういうことかと申しますと、学校、公園、さらには民間の住宅でもそうですが、少子高齢化に伴って、だんだんと空いたスペース、余ったスペースやキャパシティができてまいりますが、これを利用いたしま

して、ローカルなビジネスや雇用を生み出していくには、どうしたらよいかということでございます。

取り組んでいくうちに分かりましたことは、この種のビジネスは、例えば、廃校を企業の研修施設に転用するといったように、既に数多く存在しているということでございました。しかし、規制が、これらのビジネスの成長を妨げるネックになっていることも間々あるということも分かりました。

さらに、これらのビジネスは、一つ一つを見れば、非常に小さくて地味なのですが、しかしながら、シェアリング・エコノミーという非常にポテンシャルの大きい最先端の概念に直結しているということも知りました。

考えてみますと、ローカルな試みの中にこそ、グローバル展開の種があるというのは、ある意味では分かりきったことでございまして、そのことを痛感させられました。

地域活性化は、大変息の長い仕事になると思いますので、当会議なき後も、政権として御支援をいただければ幸いです。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、規制改革ホットライン対策チームの座長の佐久間委員、お願いいたします。

○佐久間委員 ありがとうございます。

第1期以来、ホットラインチームの座長を務めさせていただきました。アフリカの格言に、象はどうやって食べるの、エレファント、象ですね。答えは、一口ずつというのがあそうなのですが、同じような気持ちで事務局とともにというか、事務局の努力で、3,500件を超える非常に細かな規制改革要望に取り組んでまいりました。

目に見える成果というのは決して多くありませんけれども、今期は、下水管の中に熱交換器を設置することができるようになりました。従来、下水管の中は、下水と光ファイバーだけとなっていたのですが、下水管の中に熱交換器が入れば、下水というのは、年間通じて15～25度ということで安定していますので、大気の温度との差を利用しまして、熱エネルギーをつくり、冷暖房に利用できると、これは成功例ですが、まだまだこういう規制改革の細かい要望というのは寄せられております。

最近の要望で1つ御紹介しますと、個人飲食店の事業継承に絡んで、亭主が亡くなって、その子供が相続で店を継ぐ場合は簡単な手続、にもかかわらず、その円滑な事業承継やノウハウ伝承を考えて、生前に子供に事業を譲ると、新規開業と同じ手続が必要になるということで、何とか簡単にしてくれと、こういう要望が出ています。

このような要望というのは、まだまだ種が尽きないということで、今、総理が着かれたので、岩盤もさることながら、今、ちょっと私が申し上げましたような、非常に細かい国民の声の実現に向けまして、関係者がスピード感を持って取り組めるよう、ここにおられる政治家の皆様方の一層の御指導をお願いしたいと思っております。

以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

総理が来られましたけれども、議事を続けさせていただいてよろしいですか。

○安倍内閣総理大臣　どうぞ。

○岡議長　それでは、佐々木委員、お願いいたします。

○佐々木委員　雇用ワーキングを担当させていただきましたが、雇用というのは、いろいろな視点があります。この多様な働き方というテーマは、なかなか難しい問題で、なかなか動くところが少なく見えましたけれども、しかしながら、国民的なキーワードになってきたと思います。なので、協道整備にならないように、しっかりと太い王道をつくるということを今後もやっていくために、政治のリーダーシップをお願いしたいと思っております。

OECDで成人力、世界第1位という人材が、このような状態でいる日本は、もったいないと思いますので、健康・安全なものだけではなくて、これから、上に伸ばす改革というのをやっていきたいと、私は考えております。たくさんの情報公開を企業に促すことによって、国民が多様な働き方をしっかりと自分で考え、選ぶというようなことも道を開けたらいいなと思っております。なかなか難しいテーマでしたけれども、今後、政府のいろいろな方々のリーダーシップと、後押しをいただきたいと思います。

以上です。

○岡議長　ありがとうございました。

それでは、委員の最後に、森下委員、お願いします。

○森下委員　どうもありがとうございます。

本日規制改革で生み出された機能性表示食品の商品が店頭で並んでおります。第1号商品は、実は12日に通販で出ておりまして、まだ店頭では手にとれなかったんですが、本日より店頭でも買える商品が出ています。この商品、脂肪の吸収を抑える、糖の吸収を穏やかにする、おなかの調子を整えるということで、3つの機能性表示をしているということで、従来、特保であれば、今から4年間ぐらい後に出るものが、4月の届出受理後、2か月で出るということで大変スピーディです。ここから37商品、既に受理されていますから、どんどん店頭で並んでくるということになるかと思いますし、消費者庁には200以上の商品が既に届出があるということで、恐らく年内には、数百の商品が実際に出てくるのではないかと思います。

今回、政治のリーダーシップのおかげで、生鮮食品にも機能性表示を認めるということになりました。残念ながら、まだ届出は出ていないということですが、聞きますと、ミカンがまだとれないのでできないという話なので、恐らく秋になれば、届出が出てくるのだと思います。各地の農協などの地方の方の期待は大きいということで、地域活性化の中でも非常に大きな起爆剤になるのではないかと思います。

また、こういうものが海外にも出ていくということになりますと、日本の健康・医療戦略が目に見えるということだと思いますので、今回、消費者の方にとって、身近なところで、この規制改革の成果というのが見えるというのは、私は非常にいいのではないかと思います。

っています。

この後も、どんどん商品が出てまいります。今日も見ていますと、老眼鏡をかけている方が多いのですが、パッケージに、従来、老眼鏡の絵が描けなかったのですが、今度は、老眼鏡の絵が描いたパッケージが出てまいりますので、その意味で、本当に消費者の方にとって分かりやすいものが出てくるのではないかと思います。

今後、今回の医薬分業、理美容を始めとして、まだまだ大きなテーマがあるかと思うので、ぜひ、規制改革の議論を、私どもも頑張りますけれども、政治の方でも、総理を始め、閣僚の皆様方に御支援をいただければということをお願いしたいと思います。

どうもありがとうございました。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、お時間が限られていますけれども、甘利大臣と石破大臣からコメントがあればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○甘利大臣 岡議長をはじめ、規制改革会議の皆様には答申をおまとめいただき、御苦勞さまでした。

○岡議長 ありがとうございます。

石破大臣、いかがでしょうか。

○石破大臣 ありがとうございます。

先ほど、安念委員のお話にもありましたが、世の中、物すごく変わってきていて、廃校というのが、年に約500校も出ますが、これを一体どう使うのかとなると、やれ消防の規制がどうこうといったことがあって、使いにくいねと、もちろん安全は確保しなければなりません、その上で利活用を図るにはどうすればいいのかとか、農山漁村体験民宿と言いますが、農山漁家自体がそもそもなくなっていて、そのようなところを見つけるのは大変な話であって、それであれば、農山漁村にある農山漁家以外でも、特例を設けてもいい、規制を緩和してもいいのではないかと等々、大変、地方創生に有意義な御提案をいただいてありがたいことだと思っています。

時代が物すごく変わっていますので、特に廃校の利用というのは、下手に手を入れると、こんな学校ではなかったね、といった話になってしまいますので、その辺もよく留意をしながら、これを生かさせていただきたいと思っています。今後も努力をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、有村大臣、お願いいたします。

○有村大臣 岡議長、大田議長代理を始め、15名の委員の先生方には、去年の夏以降、70回以上にわたる御審議を重ねていただきました。

私自身、その20回を拝聴させていただきましたが、御質問や御提案の着眼点そのものがノウハウの集積だと痛感しております。担当大臣として、先生方に心からの敬意と感謝を申し上げます。

個々の規制の内容については、時間の制約上割愛させていただきますが、政府として、この答申を最大限尊重し、安倍総理の御指示のもとに、規制改革実施計画を今月末を目指して閣議決定いたします。

改革が成功するには何が要諦か、ということのみずからに問うてきました。改革を完遂して、後世、その果実を国民が実感するためには、緻密な英知と大きな政治的エネルギーと、そして、国民的共感が必須の条件だと痛感しております。そういう意味では、180を超える項目の御提案をいただきましたが、規制改革のメリットを国民一人一人が実感していただけるようにするために、伝える力の伸び代を上げなければいけないと思っております。

規制改革を進めることによって、国民一人一人の暮らしにどのような実利、実益がもたらされるのか、日本の持続可能な経済成長に向けていかに変革に応じた貢献ができるのかを問い続け、国民の御支持、御理解をいただけるよう努めてまいります。誠にありがとうございました。

○岡議長 大臣、ありがとうございました。

それでは、ここで報道関係者が入室いたします。

(報道関係者入室)

○岡議長 規制改革会議では、昨年6月に第2次答申を取りまとめた後、この1年、第3次答申に向けて調査・審議を重ねてまいりました。本日、その結果を182項目に取りまとめましたので、ここに答申したいと思えます。

私どもの答申は、今回で3回目となりますが、都度、我々の思いを副題に込めてまいりました。一昨年の第1次答申では「経済再生の突破口」、昨年の第2次答申では「加速する規制改革」としましたが、今回の第3次答申では「多様で活力ある日本へ」を副題とし、様々な分野において、国民や企業がそれぞれのニーズに応じて多様な選択ができるような社会にしていくことが、正に活力ある日本の実現につながるのではないかと考えております。

政府におかれましては、そのような我々の思いとともに、本答申の内容を受けとめていただき、総理のリーダーシップのもとで、その迅速・確実な実現をお願いしたいと思えます。

最後に、今期の活動で強調したいことを2点付言させていただきます。

1点目は、前期までに閣議決定された実施計画396項目のフォローアップに注力したことであり、その結果、約8割に当たる307項目が措置済みであることが確認できました。引き続き100%を目指し、粘り強く取り組んでまいります。

2点目は、規制を所管する各府省が、主体的積極的に規制改革に取り組むことを促進するシステム「規制レビュー」を前期の答申、実施計画に従って今期スタートいたしました。

1年目の今期は、各府省の負担も考慮し、規制シートの作成を極めて限定的なものにとどめましたが、来期以降は大幅に拡大していく予定でございます。

以上でございます。

それでは、私より、総理に答申を手交させていただきます。

(岡議長から安倍内閣総理大臣へ答申を手交)

○岡議長 どうもありがとうございました。

それでは、安部総理よりお言葉をいただきます。よろしくお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 皆様、本日も大変お忙しい中、ありがとうございました。

本日は、規制改革会議の第3次の答申を取りまとめていただきました。言うまでもなく、規制改革は成長戦略の中核であります。国際情勢や国内の社会情勢が大きく変化する中であって、日本の大切な伝統や文化を守りつつ、かつ世界の中で日本が輝く国となっていく上においては、勇気を持って改革を断行していかなければならないと思います。大胆な規制改革を通じて、多様性あふれる新たなビジョンを生み出していきたいと思います。

今回の答申では、観光業・旅館業等の見直しなど、地方創生とともに、次世代自動車、ロボット、再生エネルギーなど、先端技術の開発・普及に向けた改革に取り組んでいただきました。いただいた提言をしっかりと実行していきたい。実行していくことが私たちに託された使命である。このように思います。

規制改革については、岡議長からも御紹介をいただいたように、随分やってきてはいるわけですが、そろそろほっとしたいという気持ちを振り捨てて、しっかりとさらに前を見て、規制改革に終わりはないという精神で取り組んでいきたいと思います。

産業競争力会議などとの連携のもと、シェアリング・エコノミーの推進や、一層の地方創生の実現などに向けて、規制改革をさらにスピード感を持って前に進めていく決意でございます。どうぞまた御協力をよろしくお願いいたします。

○岡議長 総理、ありがとうございました。

それでは、報道関係の方は、ここで御退室をお願いいたします。

(報道関係者退室)

○岡議長 以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきますが、事務局から、何か御連絡はございますか。

○柿原参事官 次回の会議の日程につきましては、調整いたしました上で、改めて事務局から御連絡いたします。

○岡議長 ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして閉会とさせていただきます。

総理、ありがとうございました。

大臣、ありがとうございました。